平成２２年（フ）第３６号
大分県日田市大字日高1625番地５
債務者　小西　豊美
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３７号
大分県日田市大字日高1058番地
債務者　穴井　法子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３８号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇741番地の３
県営塚脇団地１Ａ－１棟12号
債務者　佐藤　光則
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１７６号
宮崎市大工３丁目66番地
債務者　安留　大二
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１８号
宮崎市江平東１丁目８番19号　エレガンス江平東Ｄ号
債務者　吉滿　　徹
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２号
宮崎県都城市山之口町花木2353番地　花木第４団地48年５号棟１号
債務者　浜崎　尚栄
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目134番地３
債務者　追立　　剛
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目４番13号
債務者　松浦　香代
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目35番21―26号
債務者　後藤　幸元
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目６番22―34号
債務者　藤畑ひふみ
１　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市西千石町６番24号　西千石ＯＭビル203号
債務者　中村　国義
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町26番23―1001号
債務者　壱崎あゆみ
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
鹿児島県鹿児島市石谷町2173番地44
債務者　柳野　清美
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目９番21号　床次マンション102号
債務者　馬場　繁利
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市上之園町27番地の12
債務者　上之　浩二
１　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６４号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1166番地　前原団地Ｂ―104
債務者　八久保雄補
１　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市字国場1179番地２　丸茂アパートＣ―212
債務者　下地　貴子
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部